

我孫子で叶う！起業の夢

第8回

2021 実践創業塾

～起業を応援するまち あびこ～ 【特定創業支援等事業】

マーケティング、資金調達、事業計画、労務管理、税務知識、法人設立、開業手続など創業に必要な知識や創業時に行うべきことを万遍なく学ぶことができる密度の濃い4日間です

- ✓ 地元で学べる
- ✓ 日曜日に学べる
- ✓ 全4回 8,000円

●日時 **5/30, 6/13, 6/27, 7/11** 毎回 9:15～17:00

●会場 **我孫子市生涯学習センター（アビスタ）**

●参加費 **8,000円（4日間で）初日に納付書配布**

●定員 **20名**

●対象 **起業を目指す方と創業して5年以内の方（市外在住者も可）ただし4日間全て出席できる方**



※新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況により、延期又は実施方法を変更する場合があります。



この事業は国の認定を受けた【特定創業支援等事業】です

特定創業支援等事業を受けた創業者への支援

我孫子市が交付する特定創業支援等事業の講座を受けたことの証明書によって次の支援を受けることができます。

(1) 登録免許税の軽減

認定を受けた特定創業支援等事業の支援を受けて創業を行うとする方が株式会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減（資本金の0.7%→0.35%）されます。

※最低税額は15万円のところ7.5万円に減額

(2) 信用保証枠の拡充

無担保、第三者保証人なしの信用保証協会の創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充されます。

(3) 信用保証枠の特例

創業2ヶ月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業開始6ヶ月前から利用の対象になります。

(4) 日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の要件拡充

①今まで日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の利用については、自己資金（開業資金総額）10分の1以上有することが利用要件となっていました。特定創業支援等事業の証明書を得た創業希望者や創業者（税務申告2期末満の者）は自己資金要件を満たすものとみなし、本制度の申込ができます。

②新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

女性、若者（35歳未満）、シニア（55歳以上）の方で、新たに事業を始める方や事業開始後概ね7年以内の方が対象

(5) 我孫子市創業支援補助金の対象（市施策メニュー）

市内の空きテナント等を利用して事業をスタートする方に対し、賃料の一部が補助されます。ご利用予定の方は事前に市へご連絡ください。

あなたの強みを見つけ、
起業プランを練り上げる
お手伝いをします。
キャリアコンサルタント
吉崎英伸



挑戦する今の気持ちを
カタチにしましょう
中小企業診断士
鳩貝暢夫



お客様のウォンツと一緒に
考えましょう。
中小企業診断士
鴨志田栄子



社会保険の仕組みを
分かりやすく説明します。
社会保険労務士
堀田真紀子



数字が苦手でも経営者には
最低限の税務知識が必要
ですよ。
税理士
海老原玲子



起業を成功させる方法を
共に考えていきましょう。
中小企業診断士
中島 誠



ゼロからでも大丈夫。
しっかり学んでいただきます。
行政書士
木川敏子



私たち講師陣がお待ちしています

■主催：我孫子市、NPO 法人 ACOBA

カリキュラム、受講申込票は裏面にあります

■申込・問合せ先：NPO 法人 ACOBA 〒270-1151 我孫子市本町 3-4-17

■TEL：04-7181-9701 FAX：04-7185-2241 E-mail：acoba@key.ocn.ne.jp

注）参加費は初日にお渡しする納付書でお支払いください ■昼食は各自で用意ください